250721TOKYO

直近5年の法改正を総整理！

離婚後の共同親権、

民事訴訟の完全オンライン化も

講師レジュメ

辰已法律研究所

松本　雅典　専任講師

辰已法律研究所

目　次

民法 3
1 譲渡担保および所有権留保の明文化 3
2 離婚後の共同親権など 3
3 再婚禁止期間の廃止、嫡出推定制度の見直しなど 5
4 物権法・相続法 6
不動産登記法 7
1 所有者不明不動産の解消 7
2 借地借家法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律） 12
3 法人の印鑑証明書の提供・登記事項証明書の作成期限 13
会社法・商法・商業登記法 14
1 管轄外の本店移転の登記の印鑑届書 14
2 電子証明書の発行手数料 16
3 株式会社の設立時の定款の認証の手数料 16
4 代表取締役等の住所の非表示措置 18
5 旧氏の記録、住所非表示措置 20
6 オンライン手続の拡充 21
民事訴訟法 22
1 オンライン化 22
供託法 23
1 供託手続の簡素化 23
2 登記事項証明書・印鑑証明書 23
刑法 24
1 性犯罪 24
2 侮辱罪の厳罰化と拘禁刑の創設 24
全般 27
1 ウェブ手続の拡充（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律） 27
松本雅典（本講座担当講師） 29

■本レジュメに掲載している改正情報

2020 年以降の改正

※よって、以下のような改正は未掲載

【2014 年】会社法改正（監査等委員会設置会社の創設など）

【2015 年】商業登記規則改正（本人確認証明書、婚姻前の氏の記録の申出制度の創設）

不動産登記令改正・商業登記法改正施行（会社法人等番号）

【2016 年】商業登記規則改正（株主リストの創設）

【2017 年】民法の債権法改正

【2018 年】民法の成人年齢の改正、民法の相続法改正、商法の口語化

【2019 年】民法改正（特別養子）

会社法・商業登記法改正（電子提供措置の創設、株式交付の創設、印鑑届義務の廃止）

民事執行法改正（債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受け防止、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化）

司法書士法改正（成年被後見人・被保佐人の非欠格事由化）

司法書士法改正（使命・司法書士法人・懲戒）

民　法

1 譲渡担保および所有権留保の明文化

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2025年5月30日	2025年6月6日	公布日から２年６か月以内	2028年度～（？）	2028年度～（？）

主な改正内容

①債権譲渡担保契約、動産譲渡担保契約および動産の所有権留保契約が明文化

※不動産譲渡担保契約および不動産の所有権留保契約は、引き続き解釈

②動産譲渡担保について「所有権は譲渡担保権者に移転するが、その移転は債権担保に必要な範囲であり、設定者にも一定の物権は残っている」という見解を採用したと考えられる

③動産の所有権留保については、原則として、対抗要件（原則として留保買主等から留保売主等への引渡し）が必要に（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律109条）

2 離婚後の共同親権など

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2024年5月17日	2024年5月24日	公布日から２年以内	2026年度～（？）	2026年度～（？）（＊）

主な改正内容

①親の責務等に関する規律を新設（子の人格の尊重、子の年齢や発達の程度に配慮した養育、自分と同程度の生活を維持、父母は婚姻関係の有無にかかわらず子の利益のために互いに人格を尊重。新民法817条の12、818条など）

②親権・監護等に関する規律の見直し

・離婚後の親権者に関する規律を見直し（離婚後も共同親権を選択可に。新民法819条など）

・婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備（新民法824条の２など）

・監護の分掌に関する規律や監護者の権利義務に関する規律を整備（監護、教育などは監護者が単独で行うことができ、親権者は妨げてはならない。新民法766条、824条の３など）

③養育費の履行確保に向けた見直し
・子の監護費用（養育費など）に一般の先取特権を付与（新民法 306 条３号、308 条の２）
・法定養育費制度を導入（父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求を可能に。新民法 766 の３）
・執行手続の負担軽減策（ワンストップ化）や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備（新民執法 167 条の 17 など）
④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
・婚姻中の別居の場面における親子交流に関する規律を整備（新民法 817 条の 13 など）
・父母以外の親族（ex. 祖父母）と子との交流に関する規律を整備（新民法 766 条の２など）
⑤その他の見直し
・財産分与の請求期間を２年から５年に伸長、考慮要素を明確化（新民法 768 条など）
・夫婦間契約の取消権の廃止（旧民法 754 条削除）
・裁判離婚の離婚原因である「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき（旧民法 770 条１項４号）」の削除

＊『【第６版】リアリスティック民法Ⅲ』（※2025 年２月発売）から対応（2026 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座で使用）
＊2026 年度向けロングスタディコースは、補講で対応予定
＊2026 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座は、下記の表の点はレジュメで対応

		修正前	修正後
民法Ⅱ【第４版】	P197 ／下から２行目	４種類	５種類
	P198 ／７行目	第４順位	第５順位
	P198 ／第２順位と第３順位の行の間	追加	※後記◆◆１◆◆を追加
	P198 ／表の左の列	第３順位	第４順位
	P198 ／表の左の列	第４順位	第５順位
	P203 ／１.の右の図	②雇用関係 ②葬式の費用	②雇用関係 ②子の監護の費用 ②葬式の費用

◆◆1◆◆

第３順位 **子の監護の費用**	夫婦の婚姻中の婚姻費用の分担義務や離婚後の子の監護の義務などのうち、子の監護に要する費用として相当な額のことです(民法308条の２)。 ex. 養育費	養育費が支払われないことが社会問題になっているので、養育費の履行を確保するため、令和６年の改正で、先取特権で担保される債権とされました。

3 再婚禁止期間の廃止、嫡出推定制度の見直しなど

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年12月10日	2022年12月16日	**原則―下記①～③** **:2024年4月1日** **例外―下記④** **:公布の日(2022年12月16日)**	**原則** **:2024年度～** **例外** **:2023年度～**	**原則** **:2024年度向け～** **(＊)** **例外** **:2023年度向け～** **(＊)**
主な改正内容				
①再婚禁止期間の廃止（旧民法733条削除、740条改正、743条改正、744条改正、746条削除） ②嫡出推定制度の見直し（新民法772条～778条の４、783条） ③認知の無効の訴えの提訴権者・提訴期間（新民法786条） ④子の人格尊重等（新民法821条、旧民法822条削除）				

＊『【第５版】リアリスティック民法Ⅲ』（※2023年８月発売）から対応（2025年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座で使用。2024年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2025年度向けロングスタディコースを含む〕はレジュメで【第５版】とほぼ同内容にする対応済み）

4 物権法・相続法

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021 年 4 月 21 日	2021 年 4 月 28 日	**2023 年4月１日**	**2023年度～**	**2023年度向け～(＊)**
主な改正内容				
①相隣関係の改正（新民法 209 条、213 条の２、213 条の３、233 条） ②共有の改正（新民法 249 条、251 条、252 条、252 条の２、258 条、258 条の２、262 条の２、262 条の３、264 条） ③所有者不明不動産管理命令の制度の新設（新民法 264 条の２～264 条の８） ④管理不全不動産管理命令の制度の新設（新民法 264 条の９～264 条の 14） ⑤相続財産の管理、相続財産の清算、遺産分割の改正（新民法 897 条の２、898 条、904 条の３、907 条、908 条、918 条、926 条、936 条、940 条、952～958 条の２）				

＊『【第４版】リアリスティック民法Ⅱ・Ⅲ』から対応（Ⅰは【第３版】から【第４版】への改訂でこの改正による影響なし）

不動産登記法

1 所有者不明不動産の解消

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021年4月21日	2021年4月28日	下記① ：2023年4月1日 下記② ：2024年4月1日 下記③ ：2026年4月1日 ※所有者不動産記録証明書の制度の新設は 2026年2月2日）	①2023年度～ ②2024年度～ ③2026年度～	①2023年度向け～（＊） ②2024年度向け～（＊） ③2026年度向け～（＊）

主な改正内容

①2023年4月1日施行

・相続人に対する遺贈を原因とする所有権の移転の登記が単独申請可に（新不登法 63 条３項）

・休眠登記の抹消手続の簡略化（新不登法 69 条の２、70 条、70 条の２）

→・令和４年９月 29 日不動産登記令の改正

・令和５年３月 20 日不動産登記規則の改正

・令和５年３月 28 日通達の発出（令５.３.28 民二.538）

②2024年4月1日施行

・所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときに国内における連絡先が登記事項に（新不登法 73 条の２第１項２号）

・会社法人等番号などが所有権の登記名義人の登記事項に（新不登法 73 条の２）

・相続登記等の義務化（新不登法 76 条の２、164 条１項）

・相続人申告登記の新設（新不登法 76 条の３、164 条１項）

→・令和５年９月 12 日通達の発出（令５.９.12 民二.927）

・令和５年 10 月４日不動産登記令の改正

・令和６年３月１日不動産登記規則の改正

・令和６年３月 15 日通達の発出（令６.３.15 民二.535）
・令和６年３月 21 日通達の発出（令６.３.21 民二.569）
・令和６年３月 22 日通達の発出（令６.３.22 民二.551）
・令和６年３月 22 日通達の発出（令６.３.22 民二.552）
・令和６年４月１日通達の発出（令６.４.１民二.555）

③2026 年４月１日施行（所有者不動産記録証明書の制度の新設は 2026 年２月２日施行）
・所有者不動産記録証明書の制度の新設（新不登法 119 条の２）
・登記官の職権による不動産登記情報の更新（新不登法 76 条の４、76 条の６）
・名変登記の義務化（新不登法 76 条の５、76 条の６、164 条２項）
→ 検索用情報の申出の制度（不登規 158 条の 39、158 条の 40 など）が、先行して 2025 年４月 21 日に施行

＊不動産登記法の改正は、『【第４版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』（※2022 年７月発売）から対応
＊上記①②についての不動産登記令・不動産登記規則の改正・通達の発出は、『【第５版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』（※2024 年５月発売）から対応（2025 年度向け・2026 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2026 年度向けロングスタディコースを含む〕で使用）
＊上記①②についての不動産登記令・不動産登記規則の改正・通達の発出は、2024 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2025 年度向けロングスタディコースを含む〕は補講で【第５版】とほぼ同内容にする対応済み）
＊上記③についての不動産登記規則の改正・通達の発出は、2026 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座はレジュメで対応予定、2026 年度向けロングスタディコースは補講で対応予定

		修正前	修正後
不動産登記法Ⅰ【第５版】	P48 ／９～10 行目	権　利　者 新宿区新宿一丁目 １番１号 山　田　　太　郎	※後記◆◆１◆◆に修正
	P63 ／下から３行目	申請情報のうち「申請人	申請情報のうち「検索用情報」と「申請人
不動産登記法Ⅱ【第５版】	P312 ／下から２行目と１行目の間	追加	※後記◆◆２◆◆を追加

		修正前	修正後
記述問題集 ・基本編 【初版】	P3 ／（4）の下	追加	（5）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。
記述問題集 ・応用編 【初版】	P6 ／1（4）の下	追加	（5）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。
	P32 ／（6）の下	追加	（7）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。
	P56 ／（3）の下	追加	（4）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。
	P122 ／1（3）の下	追加	（4）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。
	P151 ／1（3）の下	追加	（4）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮

		修正前	修正後
			名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。
	P183 ／1（3）の下	追加	（4）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。
	P240 ／（4）の下	追加	（5）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。
	P264 ／1（3）の下	追加	（4）自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日及び電子メールアドレスについては記載することを要しない。

◆◆1◆◆

権　利　者　　新宿区新宿一丁目１番１号

山　田　　太　郎

氏名ふりがな	やまだ　たろう
生年月日	平成３年２月１日
メールアドレス	yamada@example.com

◆◆2◆◆

※検索用情報の申出

■意義

令和８年４月１日から職権による名変登記の制度（いわゆる「スマート変更登記」。不登法 76 条の６）が施行されるため、所有権の登記名義人となる（＊１）自然人（＊２）が、登記申請の際に、登記官が住基ネットへの照会をするために必要な情報（検索用情報）の申出をする制度（検索用情報同時申出。不登規 158 条の 39）

＊１　すでに所有権の登記名義人となっている者も、検索用情報の申出をすることができます（検索用情報単独申出。不登規 158 条の 40）。

＊２　法人は、商業登記で名称・住所が公開されているため、申出なく職権による名変登記が可能なので、検索用情報の申出の制度の対象外です（不登法 76 条の６ただし書参照）。また、所有権の登記名義人となる申請人が海外に住所を有する場合も、検索用情報の申出の制度の対象外です（不登規 158 条の 39 第１項参照。令７.３.３民二.373）。

■申出をする必要がある登記

①所有権の保存の登記（不登規 158 条の 39 第１項柱書）

②所有権の移転の登記（不登規 158 条の 39 第１項柱書）

③所有権の更正の登記（その更正の登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限ります。不登規 158 条の 39 第１項柱書）　など

※所有権の登記名義人となる自然人が申請人となっていない場合（ex. 代位による登記）は、検索用情報同時申出はできません（令７.３.３民二.373）。

■検索用情報（いずれも、所有権の登記名義人となる者の情報）

①氏名（不登規 158 条の 39 第１項１号）

②氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあっては、氏名の表音をローマ字で表示したもの。不登規 158 条の 39 第１項２号）

③住所（不登規 158 条の 39 第１項３号）

④出生の年月日（不登規 158 条の 39 第１項４号）

①～④は、原則として住民票に記載または記録されているものです（令７.３.３民二.373）。

⑤電子メールアドレス（電子メールアドレスを有しない場合は、「電子メールアドレスなし」と記載します〔＊〕。不登規 158 条の 39 第１項５号。令７.３.３民二.373）

電子メールアドレスは、登記官が職権で名変登記をするときに、所有権の登記名義人に対して意思確認をするための情報です（登記官がメールを送信して意思確認を行います）。ＤＶの被害者の方など最新の住所を公示することに支障がある人もいるので、所有権の登記名義人が自然人の場合は、職権での名変登記に自然人の申出が必要とされています（不登法 76 条の６ただし書）。

＊電子メールアドレスを有しない者に対しての意思確認は、所有権の登記名義人の住所に書面を送付することが想定されています。

■添付情報

・氏名の振り仮名及び出生の年月日を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（不登規 158 条の 39 第２項）

ただし、上記「■申出をする必要がある登記」の①～③の登記申請においては、所有権の登記名義人となる者についての住所証明情報（住民票の写しなど）を提供する必要があり、住所証明情報が上記の情報を兼ねます。住所証明情報に氏名の振り仮名が記載されていなくても、兼ねることができます（令７.３.３民二.373）。よって、別途、検索用情報の申出の添付情報を提供することは基本的にありません。

また、電子申請の場合は、電子証明書で上記の情報に代えることができます（不登規 158 条の 39 第３項）。やはり、電子証明書に氏名の振り仮名が記載されていなくても、上記の情報に代えることができます（令７.３.３民二.373）。

＊申請情報の記載例（法務省のウェブサイト https://www.moj.go.jp/content/001434184.pdf）

登記の目的　所有権移転
原　　因　令和７年７月８日売買
権 利 者　東京都千代田区霞が関一丁目１番地１
　　法務　太郎

氏名ふりがな	ほうむ　たろう
生年月日	平成１０年１０月１０日
メールアドレス	abcdefg123@example.com

義 務 者　東京都新宿区新宿一丁目１番地１
　　民事　次郎
添付情報　登記原因証明情報（売買契約書等）
　　登記識別情報（民事次郎の甲区１番の登記識別情報）
　　印鑑証明書（民事次郎の印鑑証明書）
　　住所証明情報（法務太郎の住民票の写し）
　　代理権限証明情報（法務太郎及び民事次郎の委任状）
課税価格　金 1000 万円
登録免許税　金 20 万円

2 借地借家法（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2021 年５月 12 日	2021 年５月 19 日	**2022年5月18日**	**2023年度～**	**2023年度向け～(＊)**

主な改正・変更内容

①一般定期借地権の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 22 条２項）
②定期建物賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 38 条２項）
③取壊し予定の建物の賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 39 条３項）

＊『【第４版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ・Ⅱ』（※2022 年７月発売）から対応

3 法人の印鑑証明書の提供・登記事項証明書の作成期限

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2020年3月30日	2020年3月30日	2020年3月30日	2020年度～	2020年度向け～
通達：令和２年３月30日法務省民二第318号				

主な改正・変更内容

①以下の場合に、会社法人等番号を提供すれば印鑑証明書の提供が不要に

・申請人である法人が申請情報または委任状に実印で押印する必要がある場合（新不登規48条１号、49 条２項１号）

・法人が同意証明情報または承諾証明情報に実印で押印する必要がある場合（新不登規 50条２項、48条１号）

②会社法人等番号を有する法人の代表者の資格を証する情報として登記事項証明書を提供する場合の登記事項証明書、および、支配人の代理権限を証する情報として登記事項証明書を提供する場合の登記事項証明書の作成期限が１か月から３か月に（新不登規36 条２項）

会社法・商法・商業登記法

1 管轄外の本店移転の登記の印鑑届書

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2025年３月24日	2025年３月24日	2025年4月21日	2026年度～	2026年度向け～(＊)
主な改正・変更内容				
①管轄外の本店移転の登記の印鑑届書の提出が不要に（新商登規９条12項、13項）				

＊2026年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座は、レジュメで対応予定

＊2026年度向けロングスタディコースは、補講で対応予定

		修正前	修正後
会社法・商法・商業登記法Ⅱ【第３版】	P438／６～14行目	このとき、印鑑の提出（印鑑届）をする会社の場合、印鑑の提出（印鑑届）も旧所在地の管轄登記所を経由してする必要があります（商登規９条12項）。会社は、書面申請をするのであれば、本店所在地の管轄登記所に印鑑を提出する必要があります。管轄外移転だと、この「本店所在地の管轄登記所」が変わるので、新所在地の管轄登記所に印鑑を提出する（印鑑届をする）のです。印鑑届には、印鑑提出者の本人確認のため、市区町村長の作成した印鑑証明書などを添付する必要があるのが原則です（商登規９条５項）。しかし、旧所在地の管轄登記所に提出している印鑑と同じ印鑑を提出	このとき、印鑑の提出（印鑑届）をする会社の場合、かつては、印鑑の提出（印鑑届）も旧所在地の管轄登記所を経由してする必要がありました（旧商登規９条12項）。会社は、書面申請をするのであれば、本店所在地の管轄登記所に印鑑を提出する必要があるのですが、令和７年の改正で、登記所のほうで印鑑記録を移送してくれることになりました（商登規９条12項、13項）。

		修正前	修正後
		する場合は、印鑑証明書などを添付する必要はありません（平 10.5.1 民四.876、令３.1.29 民商 11）。	
	P438 ／下から６～3行目	また、印鑑の提出（印鑑届）も、横浜地方法務局を経由して東京法務局新宿出張所に対してします。	※削除
	P439 ／４～５行目	②却下事由がなければ、東京法務局新宿出張所宛ての申請書・添付書面・印鑑届を東京法務局新宿出張所に送付します（商登法 52 条２項、商登規９条 13 項）。	②却下事由がなければ、東京法務局新宿出張所宛ての申請書・添付書面を東京法務局新宿出張所に送付します（商登法 52 条２項）。
	P439 ／13 行目	③送付された申請書・添付書面・印鑑届の審査をします。	③送付された申請書・添付書面の審査をします。
	P440 ／1行目	・横浜地方法務局が東京法務局新宿出張所に申請書・添付書面・印鑑届を送付する前	・横浜地方法務局が東京法務局新宿出張所に申請書・添付書面を送付する前
	P440 ／6行目	・横浜地方法務局が東京法務局新宿出張所に申請書・添付書面・印鑑届を送付した後	・横浜地方法務局が東京法務局新宿出張所に申請書・添付書面を送付した後

2 電子証明書の発行手数料

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2025年2月19日	2025年2月19日	2025年4月1日	2025年度～	2025年度向け～(＊)
主な改正・変更内容				
①電子証明書の発行手数料が低額になり、さらに短期・低額の「1月・500円」の新設				

＊2026年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座は、講義中の書き込みで対応予定

＊2025年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座（2026年度向けロングスタディコースを含む）は、レジュメで対応

		修正前	修正後
会社法・商法・商業登記法Ⅰ【第3版】	P43／下から3～1行目	証明期間は3か月から27か月の間で選ぶことができますが、3か月刻みで発行手数料が変わります。3か月だと1300円ですが、27か月だと9300円します……。	証明期間は1か月または3か月から27か月の間（ただし、3か月の整数倍の期間）で選ぶことができますが、1か月刻みで発行手数料が変わります。3か月だと1100円ですが、27か月だと8300円します……。

3 株式会社の設立時の定款の認証の手数料

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2024年11月22日	2024年11月22日	2024年12月1日	2025年度～	2025年度向け～(＊)
主な改正・変更内容				
①株式会社の設立時の定款の認証の手数料が、1万5000円になる場合の規定の新設				

＊2026年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座は、講義中の書き込みで対応予定

＊2025年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座（2026年度向けロングスタディコースを含む）は、講義中の書き込みで対応

		修正前	修正後
会社法・商法・商業登記法Ⅰ【第3版】	P79／（1）の4行目	・資本金の額等が 100 万円未満である場合　→　３万円	・資本金の額等が 100 万円未満である場合　→　３万円 ただし、以下の①～③の要件を充たす場合には１万 5000 円 ①発起人が全員自然人かつ３人以下 ②発起人が設立時発行株式の全部を引き受ける ③取締役会を設置していない

4 代表取締役等の住所の非表示措置

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2024年4月16日	2024年4月16日	2024年10月1日	2025年度～	2025年度向け～
通達：令和6.7.26民商116				(＊)

主な改正・変更内容

■意義

申出を受けて、登記事項証明書等に代表取締役等の住所を行政区画以外は記載しない措置をとる制度（新商登規31条の3第1項柱書）

■対象

株式会社（令6.7.26民商116）の以下の者

①代表取締役（新商登規31条の3第1項柱書）

②代表執行役（新商登規31条の3第1項柱書）

③代表清算人（新商登規31条の3第1項柱書）

■要件

①登記申請と同時に申し出ること

この申出は、以下の登記などの申請と同時にする場合に限りすることができます（新商登規31条の3第1項柱書）。

・設立の登記

・代表取締役・代表執行役の就任の登記（重任の登記も含む〔令6.7.26民商116〕）

・代表取締役・代表執行役の住所の変更の登記

・清算人の登記

・代表清算人の就任の登記

・代表清算人の住所の変更の登記

・本店の管轄外移転の新所在地における登記

＊これらの登記をする場合であれば、代表取締役等の住所に変更がない場合でも、申出をすることができます。

②所定の書面を添付すること

i　上場会社以外の株式会社の場合（新商登規31条の3第1項1号）

→　以下の書面

・株式会社の本店所在場所における実在性を証する書面

具体的には、併せて行う登記申請を受任した資格者代理人がその株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面（資格者

代理人が原則として職印で押印する必要あり〔令６.７.26 民商 116〕)、または、株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便等により送付されたことを証する書面が当たります。

・代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村長等による証明書

具体的には、住民票の写し、運転免許証の写しが当たります。

ただし、登記の申請書に上記の証明書（ex. 住民票の写し）を添付している場合は不要です。

・株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面

具体的には、併せて行う登記申請を受任した資格者代理人が法令に基づく確認の結果を記載した書面が当たります。

ii　上場会社である株式会社の場合（新商登規 31 条の３第１項３号）

→　株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

具体的には、その株式会社の上場についての情報が掲載された金融商品取引所のウェブサイトのページの写しが当たります（令６.７.26 民商 116)。

■措置の終了

以下のような場合には、登記官が職権で当該措置を終了させます。

・株式会社から当該措置を希望しない旨の申出があった場合（新商登規 31 条の３第４項１号）

この申出書または代理人によって申出をする場合の委任状に、代表取締役等が登記所届出印で押印する必要があります（新商登規 31 条の３第５項)。

この申出は、登記申請と同時である必要はなく、単独で行うことができます。

・当該株式会社が本店所在場所に実在しないことが認められた場合（新商登規 31 条の３第４項２号）

本店が架空であった場合などが当たります。本店に宛てた郵便物が宛所不明により不達となったときなどに発覚します。

＊2026 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座は、レジュメで対応予定

＊2025 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座（2026 年度向けロングスタディコースを含む）はレジュメで対応、2025 年度向けロングスタディコースは補講で対応

＊登記事項証明書等の表示（令６.７.26 民商 116）

役員に関する事項	取締役　A	令和５年６月 30 日就任 令和５年７月５日登記
	取締役　A	令和７年６月 28 日重任 令和７年７月３日登記
	取締役　B	令和５年６月 30 日就任 令和５年７月５日登記
	取締役　B	令和７年６月 28 日重任 令和７年７月３日登記
	東京都新宿区新宿一丁目２番２号 代表取締役　A	令和５年６月 30 日就任 令和５年７月５日登記
	東京都新宿区 代表取締役　A	令和７年６月 28 日重任 令和７年７月３日登記
	東京都新宿区新宿二丁目２番２号 代表取締役　B	令和６年６月 28 日就任 令和６年７月３日登記
	東京都新宿区新宿二丁目２番２号 代表取締役　B	令和７年６月 28 日重任 令和７年７月３日登記

5 旧氏の記録、住所非表示措置

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022 年８月 18 日	2022 年８月 18 日	2022年9月1日	2023年度～	2023年度向け～(＊)
通達：令和４年８月 25 日法務省民商第 411 号				

主な改正・変更内容

①婚姻だけでなく離婚や養子縁組などの場合でも旧氏の記録が可能に（新商登規 81 条の２）

②旧氏の記録の申出が登記申請と同時でなくても申出のみ可能に（令４.８.25 民商 411）

③住所が記録される自然人（代表取締役、支配人など）がＤＶやストーカー行為等の被害者である場合に住所非表示措置の申出が可能に（新商登規 31 条の２）

④旧氏の記録の申出および住所非表示措置の申出をオンラインで可能に（オンラインによる登記申請と同時にする場合に限る。新商登規 101 条１項１号の２）

＊『【第３版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（※2023 年４月発売）から対応（2024 年度向け･2025 年度向け･2026 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2025 年度向け・2026 年度向けロングスタディコースを含む〕で使用）

6 オンライン手続の拡充

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022 年３月７日	2022 年３月７日	**2022 年3月7日**	**2022 年度～**	**2022 年度向け～(＊)**
主な改正・変更内容				
①以下の手続がオンラインで可能に ・電子証明書の使用の廃止の届出（新商登規 101 条１項４号） ・電子証明書の使用の再開の届出（新商登規 101 条１項５号） ・電子証明書による証明の再度の請求（新商登規 101 条１項７号）				

＊『【第３版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（※2023 年４月発売）から対応（2024 年度向け･2025 年度向け･2026 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2025 年度向け・2026 年度向けロングスタディコースを含む〕で使用）

民事訴訟法

1 オンライン化

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022 年 5 月 18 日	2022 年 5 月 25 日	①全面施行 :公布日から４年以内 ②例外１ :2023 年2月 20 日 ③例外２ :2023 年3月１日 ④例外３ :2024 年3月１日	①2026 年度～ （?） ②2023 年度～ ③2023 年度～ ④2024 年度～	①2026 年度～ （?） （＊） ②2023 年度～ （＊） ③2023 年度～ （＊） ④2024 年度～ （＊）

主な改正内容

【原則】
・訴訟手続のオンライン化
【例外１】
・住所、氏名等の秘匿制度（新民訴法 133 条～133 条の４）
【例外２】
・弁論準備手続の双方不出頭が可能に（電話会議、ウェブ会議。新民訴法 170 条３項）
・電話会議、ウェブ会議による和解期日が可能に（新民訴法 89 条２項）
【例外３】
・ウェブ会議による口頭弁論期日（新民訴法 87 条の２）

＊例外１～３は『【第２版】リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（※2023 年４月発売）から対応（2024 年度向け・2025 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2025 年度向け・2026 年度向けロングスタディコースを含む〕で使用）

供託法

1 供託手続の簡素化

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2023年9月11日	2023年9月11日	2023年9月18日	2024年度～	2024年度向け～(＊)

主な改正・変更内容

①供託物払渡請求書の簡素化
・任意的記載事項として会社法人等番号欄を追加
・委任による代理人が請求する場合、代理人の記名があると押印が不要に

＊『【第３版】リアリスティック供託法・司法書士法』（※2024年１月発売）から対応（2024年度向け・2025年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座〔2025年度向け・2026年度向けロングスタディコースを含む〕で使用）

2 登記事項証明書・印鑑証明書

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年4月28日	2022年4月28日	2022年9月1日	2023年度～	2023年度向け～(＊)
通達：令和４年８月１日法務省民商第376号				

主な改正・変更内容

①登記された会社・法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（支配人等の代理権限証書等を含む。）について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律11条の規定に基づき、その添付または提示を省略することが可能に（令4.8.1.民商376）
②簡易確認手続の利用が供託所と代表者・支配人の代表権・代理権を証明すべき登記所が同一でなくても可能に（新供託規則14条１項後段）
③執行供託の払渡請求の際に支払証明書が不要となる場合（支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとなる場合）の規定の追加（新供託規則30条２項）
④払渡請求の際に印鑑証明書の添付を省略できる場合（裁判所書記官が作成した印鑑証明書添付した場合）を追加（新供託規則26条３項６号）

＊『【第２版】リアリスティック供託法・司法書士法』（※2022年７月発売）から対応

刑法

1 性犯罪

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2023年6月16日	2023年6月23日	2023年7月13日	2024年度～	2024年度向け～(＊)
主な改正内容				
①強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に（新刑法176条） ②強制性交等罪が不同意性交等罪に（新刑法177条）				

＊『【第２版】リアリスティック刑法』（※2025年３月発売）から対応（2026年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座で使用）

＊2024年度向け・2025年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座（2025年度向け・2026年度向けロングスタディコースを含む）は、レジュメで対応

2 侮辱罪の厳罰化と拘禁刑の創設

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2022年6月13日	2022年6月17日	下記①：2022年7月7日 下記②：2025年6月1日	①2023年度～ ②2026年度～	①2023年度向け～(＊) ②2026年度向け～(＊)
主な改正・変更内容				
①侮辱罪の厳罰化（刑罰に「１年以下の懲役・禁錮」「30万円以下の罰金」を追加。新刑法231条） ②懲役刑と禁錮刑を拘禁刑に一本化				

＊『【第２版】リアリスティック刑法』（※2025年３月発売）から対応（2026年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座で使用）

＊2023年度向け･2024年度向け･2025年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座（2025年度向け・2026年度向けロングスタディコースを含む）は、上記①についてレジュメで対

応。2026 年度向けロングスタディコースは、上記②について 2025 年 12 月頃実施予定の補講で対応の予定。

		修正前	修正後
憲法【初版】	P38 ／7行目	懲役	拘禁刑
	P53 ／10行目	無期懲役刑のみで	無期懲役刑（現無期拘禁刑）のみで
	P53 ／12行目	懲役３年６か月	懲役（現拘禁刑）３年６か月
	P53 ／12行目	懲役は３年以下	懲役（現拘禁刑）は３年以下
	P53 ／下から7行目	無期懲役刑しかない	無期懲役刑（現無期拘禁刑）しかない
	P56 ／6行目	ためにあります。	ためにありました。
	P56 ／6行目	―― 民法Ⅲのテキスト第９編第３章第２節2 2.（3）（a）	―― 民法Ⅲのテキスト第９編第３章第２節2 2.※
	P56 ／13～14行目	詳細は、民法Ⅲのテキスト第９編第３章第２節２２.（３）（ａ）※をご覧ください。	※削除
	P56 ／20～21行目	この改正は、令和４年 12 月から１年６か月以内に施行されます。	※削除
	P79 ／＊の2行目	無期懲役	無期懲役（現無期拘禁刑）
	P87 ／下から8行目	懲役	拘禁刑
	P93 ／6行目	懲役	拘禁刑
	P93 ／8行目	懲役	拘禁刑

		修正前	修正後
	P116 ／下から2行目	懲役	拘禁刑
	P116 ／下から2～1行目	懲役	拘禁刑
	P117 ／下から2行目	懲役	拘禁刑
	P175 ／2行目	懲役	拘禁刑
	P237 ／下から6行目	懲役刑	拘禁刑
	P237 ／下から2行目	懲役若しくは禁錮	拘禁刑

全般

1 ウェブ手続の拡充（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）

可決成立日	公布日	施行日	出題範囲	講座・テキスト
2023 年 6 月 6 日	2023 年 6 月 14 日	①全面施行 :公布日から５年以内	①2028年度～(?)	①2028年度～(?)
		②公正証書のデジタル化（公正証書遺言のオンライン化など） :公布日から２年６か月以内	②2026 年度～	②2026年度～(*)
		③ウェブ会議等を利用した期日への参加、債務名義の正本等の提出の省略等 :民事訴訟のオンライン化の施行日（2022 年5月 25 日から４年以内）	③2026年度～(?)	③2026年度～(?)

主な改正内容

民事訴訟のオンライン化（本レジュメ P22）に伴い、民事裁判手続もオンライン化

【司法書士試験に関係する法令の改正】

・民法
・会社法
・商業登記法
・民事執行法
・民事保全法
・司法書士法
・借地借家法
・信託法
・公証人法

＊上記②については、『【第６版】リアリスティック民法Ⅲ』（※2025 年２月発売）から対応
（2026 年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座で使用）

松本雅典（本講座担当講師）

担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」（全 135 回）
		演習講座「リアリスティック記述完成講座」（全 20 回）
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『【第４版】司法書士５ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 ５ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『【第４版】司法書士試験 リアリスティック１ 民法Ⅰ［総則］』（辰已法律研究所）
		『【第４版】司法書士試験 リアリスティック２ 民法Ⅱ［物権］』（辰已法律研究所）
		『【第６版】司法書士試験 リアリスティック３ 民法Ⅲ［債権・親族・相続］』（辰已法律研究所） ※2025 年２月発売
		『【第５版】司法書士試験 リアリスティック４ 不動産登記法Ⅰ』（辰已法律研究所）
		『【第５版】司法書士試験 リアリスティック５ 不動産登記法Ⅱ』（辰已法律研究所）
		『【第３版】司法書士試験 リアリスティック６ 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（辰已法律研究所）
		『【第３版】司法書士試験 リアリスティック７ 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（辰已法律研究所）
		『【第２版】司法書士試験 リアリスティック８ 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（辰已法律研究所）
		『【第３版】司法書士試験 リアリスティック９ 供託法・司法書士法』（辰已法律研究所）
		『【第２版】司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』（辰已法律研究所） ※2025 年３月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』（辰已法律研究所）
	ポイント集	『スマートリアリ民法』（辰已法律研究所） ※2025 年９月発売予定
	記述	『【第２版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『【第２版】司法書士 リアリスティック商業登記法［記述式］解法』（日本実業出版社）
		『リアリスティック記述式問題集・基本編 ―― 不動産登記・商業登記』（辰已法律研究所）
		『リアリスティック記述式問題集・応用編 ―― 不動産登記・商業登記』（辰已法律研究所）

ネット メディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/
運営サイト	司法書士試験リアリスティック https://sihousyosisikenn.jp/
X (旧Twitter)	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://x.com/matumoto_masa
Instagram	matumoto_masanori https://www.instagram.com/matumoto_masanori/
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/@realistic-matumoto

あなたの熱意

辰已の誠意

辰　已　法　律　研　究　所

東 京 本 校：〒169-0075　東京都新宿区高田馬場４－３－６
TEL03-3360-3371（代表）　https://service.tatsumi.co.jp/
大 阪 本 校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階　TEL06-6311-0400（代表）